

埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム 分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）設置要綱第6条の規定に基づき設置される、分科会に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 分科会は、プラットフォームの会員（以下「会員」という。）間で、共通の問題や課題に対する検討の実施、知見の共有及び取組の具体化に向けた調査・検討の実施などを行うことを目的とする。

(設置期間)

第3条 分科会の設置期間は原則として、設置日から当該年度末とする。

(活動計画)

第4条 分科会の設置又は設置期間の延長を希望する会員は、年間の活動計画を様式1によりプラットフォーム事務局（以下「事務局」という。）に提出する。

(活動成果報告)

第5条 分科会は、当該年度末までに、活動成果報告を様式2により事務局に提出する。

2 前項の規定にかかわらず、分科会活動により生じたアイデア、知見その他の成果（以下「検討成果」という。）がある場合、分科会は、随時事務局に報告するものとする。

3 分科会は、プラットフォーム運営協議会から活動成果内容について報告を求められたときには、前項の規定に関わらず適宜報告しなければならない。

(メンバー)

第6条 分科会の構成員（以下「メンバー」という。）は、会員から組織する。但し、分科会活動を実施するに当たり、第7条に規定する分科会長が必要と認める時は、会員以外の者を分科会のメンバーとすることができる。

2 メンバーの募集に当たっては、設立時を含め会員に対して十分な告知を行うものとし、分科会長が特に分科会活動に悪影響を及ぼすと判断した場合を除き、会員は参加を阻まれない。

3 メンバーは、いつでも分科会を退会することができる。ただし、退会後も第10条を遵守する。

(役員)

第7条 分科会に、メンバーのうちから選定する分科会長1名を置く。

2 分科会長は、メンバーのうちから副分科会長を指名することができる。

3 分科会長及び副分科会長の任期は設置日から当該年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

4 分科会長は、分科会を代表し、メンバーとともに会を運営する。

5 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 分科会の会議は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。

2 分科会における議決事項がある場合は、メンバーの過半数出席のもと、出席したメンバーの過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 分科会長は、必要に応じて、メンバー以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。この場合、当該出席者に第10条を遵守させるよう必要な措置をとらなければならない。

(費用)

第9条 分科会に要する費用は、メンバー間での自己負担とする。

(秘密保持)

第10条 メンバーは、分科会活動において知得した他のメンバーの技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他のメンバーの秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

(検討成果等の取扱い)

第11条 分科会の活動計画、活動報告及び検討成果（以下「検討成果等」という。）は、事務局を通じ、会員に共有され、会員及び事務局は検討成果等を自由に利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、検討成果等に、技術的な開発成果等他の会員に共有することが望ましくない知見及び情報等が含まれると分科会が判断した場合、分科会は、事務局と検討成果等の取扱いについて協議するものとする。

3 分科会は、検討成果等について知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、予め事務局に当該内容を報告し、取扱いについて協議するものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

2 前項により定めた内容については、分科会長は事務局に報告するものとする。

附 則

この規程は、令和3年3月12日から施行する

この規程は、令和3年5月28日から施行する

埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム 分科会
活動計画書

年度 新規・継続 (年度～)

分科会名称	
分科会提案会員	
目的	
解決すべき課題	<div data-bbox="1353 840 1476 958" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; float: right;">ゴールの ピクトグラム</div>
活動内容	
期待される成果	



埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム 分科会
活動成果報告書

年度

分科会名称	
分科会メンバー	
活動概要	
活動成果	

※必要に応じ、ページ数を増やしても差し支えありません。